

容器包装リサイクル法 御担当者 様

農林水産省 関東農政局 食品企業課

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」における
特定事業者要件の確認について

平素より3R（リデュース、リユース、リサイクル）行政に御理解と御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）は、容器包装廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じ、資源の有効活用の確保を図る目的で制定された法律で、「容器」「包装」（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む）を利用して商品を販売する事業者や、容器を製造・輸入する事業者は、「特定事業者」として再商品化義務を負うとしています。

この度、貴社が容器包装リサイクル法に基づく「特定事業者」としての要件を満たす可能性があることから、御連絡をいたしました。

つきましては、同封した「容器包装リサイクルの手引き」を御確認いただきましたうえで、以下のURL（※）より『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律』に基づく『特定事業者』要件の確認調査票」をダウンロードしていただき、入力した当該ファイルを○月○日までに電子メールにて農林水産省関東農政局に御返送いただきますよう、お願い申し上げます。

※ 本調査票の入力様式

https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/zigyo/shokusan_kankyou/attach/xls/kakuninchousahyou.xlsx

送信先 kanto_recycle@maff.go.jp

メールの件名 【回答】 確認調査票（貴社名）

なお、回答期限を過ぎても御連絡がない場合は、電話や訪問により内容を確認させていただく場合があります。

御不明な点がありましたら、下記の問い合わせ先まで御連絡をいただきますよう、お願い申し上げます。

【容器包装リサイクル法に関する問い合わせ先】

農林水産省 関東農政局 経営・事業支援部
食品企業課 容器包装リサイクル担当
メールアドレス： kanto_recycle@maff.go.jp
電話番号： 048-740-0425